

# 特定地域再生制度について

平成24年度創設

特定地域再生制度は、少子高齢化への対応など全国の地域に共通する重要な政策課題について、国が特定政策課題として設定して、その課題解決に取り組む地域を重点的かつ総合的に支援する制度です。

## 特定政策課題

### ○地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成

- ・ 居住者の少子高齢化等が進む市街地において保健・医療、介護・福祉、子育て等のサービスを一体的に整備・提供するまちづくり
- ・ 居住者の高齢化等が進む郊外住宅団地における生活環境の維持・向上
- ・ 居住者の少子高齢化と人口減少が同時並行的に進む中山間地域や農山漁村地域における地域活力の維持・向上

### ○地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興

- ・ 地域における農林水産物の有効利用による6次産業化や観光・健康等の他分野との連携を通じた地域活力の向上
- ・ 地域に賦存する再生可能エネルギーの活用による事業の創出とともに、省エネルギー対策等を一体的に行うエコタウンの推進

## 特定地域再生事業を記載した地域再生計画の認定

地方公共団体は、特定政策課題の解決に資する特定地域再生事業を記載した地域再生計画を作成し内閣総理大臣に認定を申請

### 特定地域再生事業を記載した地域再生計画のイメージ

複合的サービスをまちづくりと一体的に整備、提供

郊外型住宅団地の再生

子育て支援

生きがい就労

高齢者の生活支援

地域のコミュニティづくり

住み替え支援



地域包括ケア

高齢者の地域居住

地域再生の担い手支援

買物支援

## 認定地域再生計画に基づく特定地域再生事業に対する特別の措置

従来からの地域再生制度の支援措置に加えて、地域再生計画に特定地域再生事業を記載し、認定を受けることにより、以下の支援措置を受けることができます。

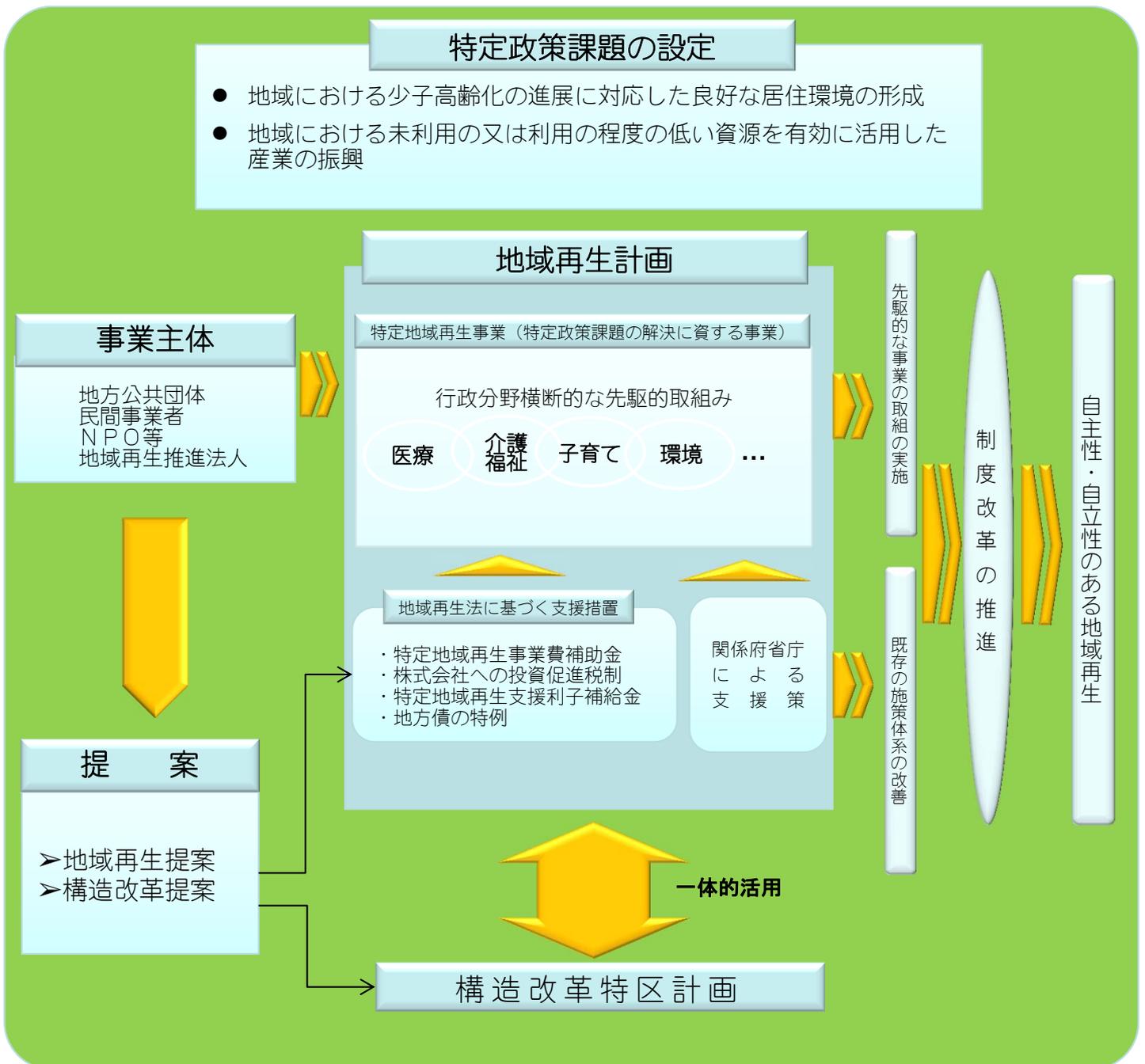
- 民間事業者への融資に関する特定地域再生支援利子補給金の支給
- 社会福祉の増進等に取り組む株式会社への出資に係る課税の特例（株式譲渡益からの控除）
- 公共施設等の除却に要する経費を地方債の起債対象とする地方債の特例
- 特定政策課題の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施に対する特定地域再生事業費補助金の交付

# 特定地域再生制度の意義

少子高齢化など全国の地域に共通する重要な政策課題について、国が特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的かつ総合的な支援を行います。

特に、行政分野横断的な先駆的な取組について重点的に支援を行うことにより、課題解決モデルを構築し、これを全国に展開することにより全国的な課題解決を図ります。

併せて、地域再生の推進のために講ずべき新たな措置に関する提案制度の活用や構造改革特区制度との一体的活用を図ることにより、既存の施策体系の改善につなげ地域の政策課題を解決するための制度改革を推進します。



## 特定地域再生事業費補助金

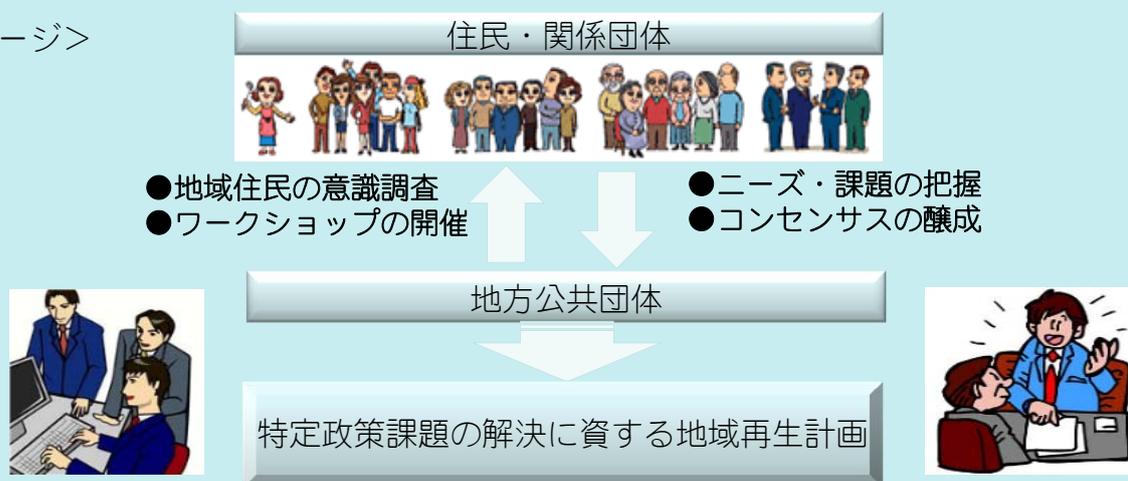
特定政策課題の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施を支援します。

### 特定地域再生計画策定事業

特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図る等計画の策定のために必要な調査等を実施する場合に補助金を交付します。

- 対象：地方公共団体
- 補助率：全額補助（10,000千円を限度）

<イメージ>



### 特定地域再生計画推進事業

地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者が、地域再生計画に記載された特定政策課題の解決に資する事業を実施する場合に補助金を交付します。

- 対象：地方公共団体、地域再生推進法人 等
- 補助率：1/2

<補助対象例>

- 複数施設の統合化
  - 既存遊休施設の改修
  - コミュニティバスの購入
  - 長期型専門家派遣
  - 高齢者・女性の就業支援
  - 複業化、マルチ人材育成支援
  - エネルギー・マネジメント、資源リサイクル等人材の育成支援
- 等

※他の国庫補助の対象となるものについては補助の対象になりません。

## 特定地域再生支援利子補給金

特定地域再生支援利子補給金とは、特定政策課題の解決に資する事業の実施者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、利子補給金を支給するものです。

これにより、事業資金を低利で借り入れることができるため、事業の円滑な実施につながることが期待できます。また、雇用機会の創出や地域経済の活性化なども期待できます。

### (1) 国から指定を受けることが可能な金融機関

- ①銀行
- ②信用金庫及び信用金庫連合会
- ③労働金庫及び労働金庫連合会
- ④信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ⑤農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ⑥漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- ⑦農林中央金庫
- ⑧株式会社商工組合中央金庫
- ⑨株式会社日本政策投資銀行

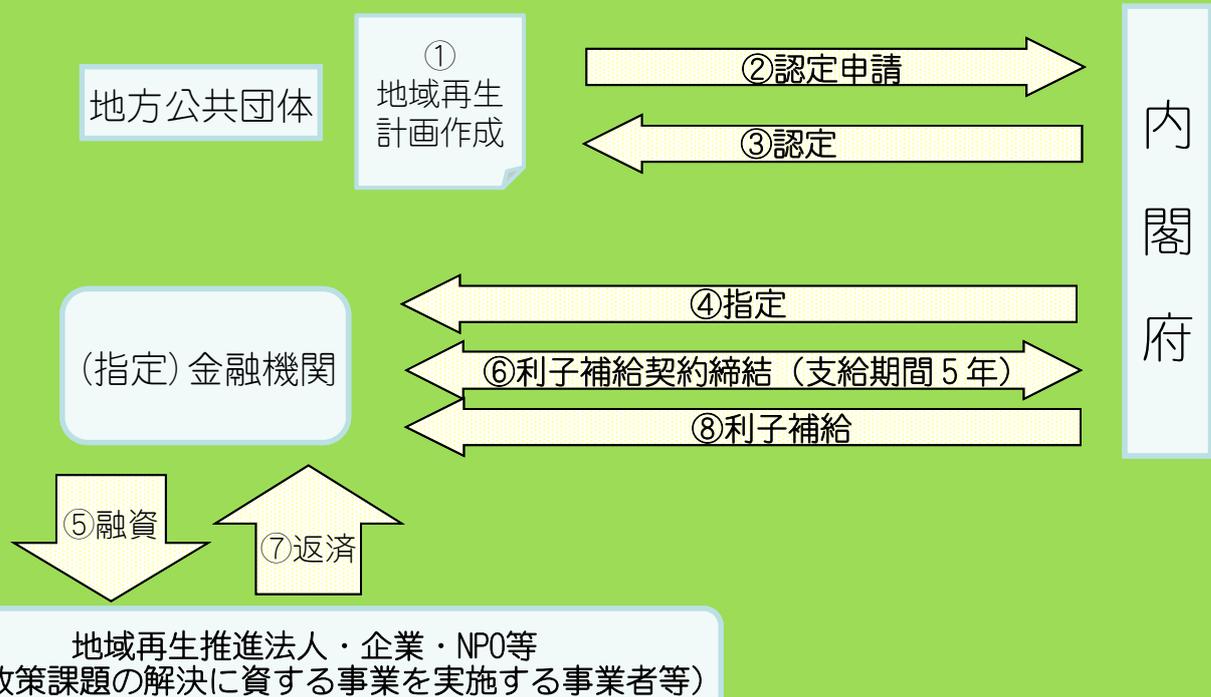
### (2) 利子補給金の支給期間

金融機関が特定政策課題の解決に資する事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間

### (3) 利子補給金の支給対象となる事業

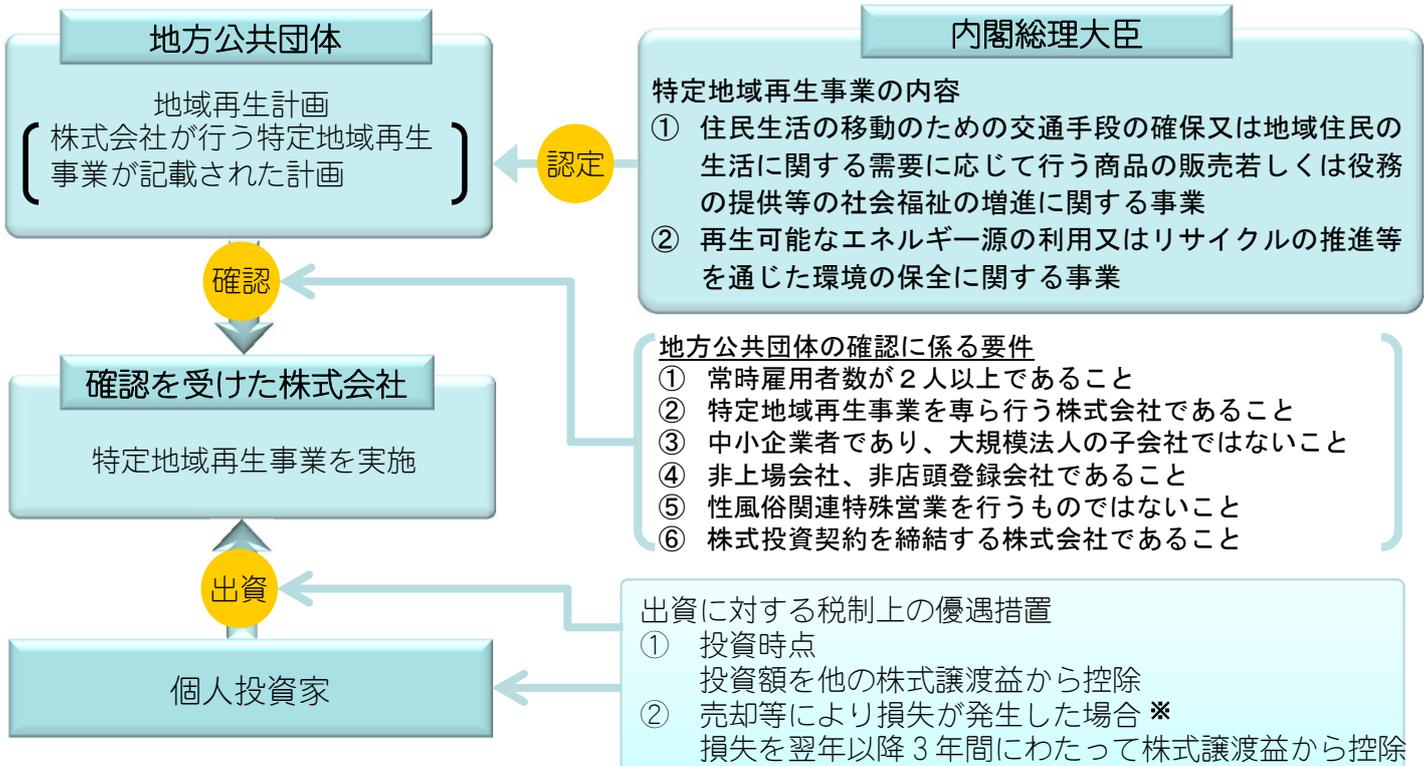
特定政策課題の解決に資する事業 等

## 事業イメージ



## 課税の特例

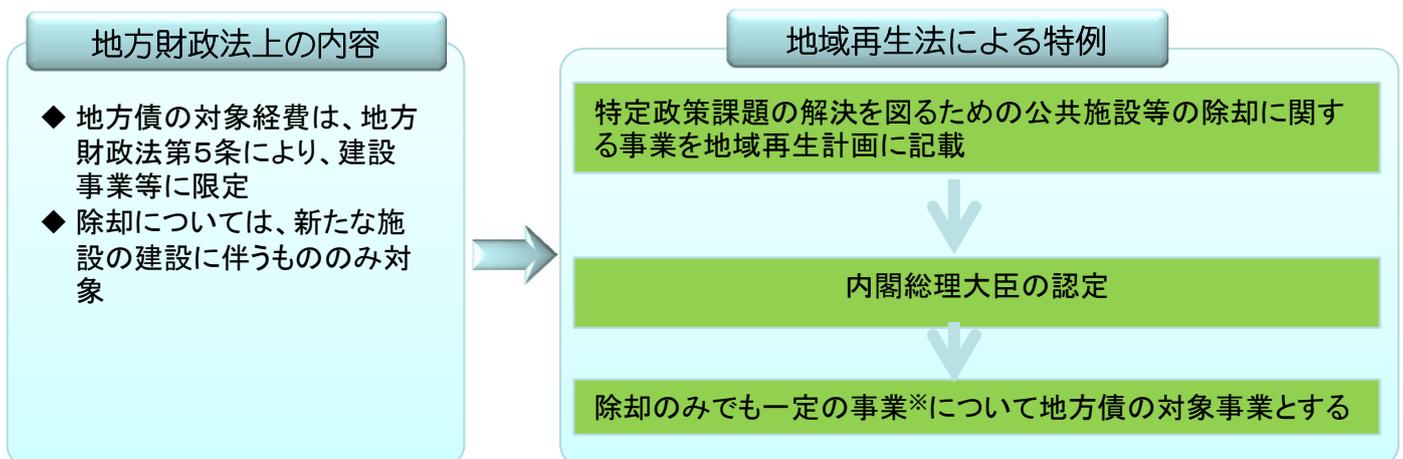
特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講じます。



※投資時点で優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額を取得価額から差し引いて売却損失を計算します。

## 地方債の特例

施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、地方債の起債対象とします。



※国庫補助金の対象となる事業

# 特定地域再生制度と構造改革特区制度の一体的活用

特定地域再生制度の推進に当たっては、構造改革特区制度による規制の特例措置を併せて適用することにより、一層の事業効果等が期待されることから、特定地域再生事業に係る規制の特例措置の提案については、特定地域再生事業費補助金の選定に当たってその内容を加味するとともに、規制の特例措置の実現に向けて重点的に関係府省との調整を実施します。

## 両制度の一体的活用

### ○特定地域再生制度

地域の少子高齢化対策・低未利用資源の有効活用という政策課題に取り組む地域に対し、国として重点的に支援する制度

### ○構造改革特区制度

地方公共団体等の取組を妨げているような国の規制について、地域を限定して、これらの規制を改革する制度

### ○両制度連携の意義

特定地域再生事業の推進に当たっては、構造改革特区制度による規制の特例措置を併せて適用すること（両制度の連携）により、一層の事業効果の発現、さらに先駆的な取組の他地域への波及を期待

### ○連携施策に対する支援

地方公共団体において、特定地域再生事業と規制の特例措置について、極力全体をパッケージとして検討がなされ、計画認定などの手続きが同時に行われるもの

### ○規制の特例措置

特定地域再生計画の認定申請と併せて提案された「新たな規制の特例措置＊」にあつては、重点的に関係府省との調整を実施

＊：特定地域再生事業において重要な役割が見込まれ、地元関係者の合意が得られているもの

### ○特定地域再生事業費補助金

選定に当たって、規制の特例措置の提案内容を加味

## （参考）構造改革特区制度の流れ

